

令和3年度事業の概要及び推進計画について

実施事業の概要等	推進計画
<p>I 地域における技能振興等に係る事業</p>	
<p>1 技能五輪全国大会予選の実施及び技能五輪全国大会等の参加選手等への援助</p> <p>(1) 令和3年度又は令和4年度の技能五輪全国大会の予選を実施する。</p> <p>○令和3年度 第59回全国大会（東京都） 令和3年12月17日～12月20日</p> <p>○令和4年度 第60回全国大会（東京都） 開催日未定</p>	<p>(1) 令和3年度又は令和4年度の技能五輪全国大会予選を実施する。</p> <p>○第59回技能五輪全国大会の予選の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種の選定 令和3年4月 ・参加者の募集 令和3年5月 ・予選の実施 令和3年5月～7月 ・参加選手の決定 令和3年8月～9月 ・全国大会の開催 令和3年11月13日～11月16日 <p>○第60回技能五輪全国大会の予選の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種の選定 令和4年1月 ・参加者の募集 令和4年1月 ・予選の実施 令和4年1月～2月 ・参加選手の決定 令和4年8月～9月 ・全国大会の開催 未定
<p>(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加選手等の援助(参加選手及び指導者の旅費・宿泊費・道具運搬費の助成)を行う。</p> <p>○第15回若年者ものづくり競技大会（開催場所未定） 開催日程未定</p> <p>○第59回技能五輪全国大会（東京都） 令和3年12月17日～12月20日</p>	<p>(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加選手等の援助(参加選手及び指導者の旅費・宿泊費・道具運搬費の助成)を行う。</p> <p>○第15回若年者ものづくり競技大会の参加選手等への援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加選手の募集・推薦 令和3年4月～5月 ・参加選手の決定 令和3年6月 ・競技大会の開催 令和3年8月～ ・参加経費の助成実施 令和3年8月～9月 <p>○第59回技能五輪全国大会の参加選手等への援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加選手の募集・推薦 令和3年5月～7月 ・参加選手の最終決定 令和3年8月～9月 ・全国大会の開催 令和3年11月13日～11月16日 ・参加経費の助成実施 全国大会終了後

実施事業の概要等	推進計画
<p>2 ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p> <p>(1) 大規模な啓発イベントの実施</p> <p>○「にいがた・技のにぎわいフェスタ」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に連続17回（新潟市・上越市・長岡市の順番）開催している。 ・主催者は実行委員会及び新潟県技能振興コーナーで共催方式とする。 ・実行委員会は、新潟県、新潟県内3市（新潟市・上越市・長岡市）、新潟県職業能力開発協会及び新潟県技能士会連合会の6者で構成する。 ・令和2年度は、新潟市開催で開催予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 ・令和3年度は、新潟市開催で会場は未定である。 ・参加団体は30団体以上を予定し、参加経費の一部を助成する。 	<p>(1) 大規模な啓発イベントの実施</p> <p>○「にいがた・技のにぎわいフェスタ2021」の開催</p> <p>① 日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催方針の決定 令和3年3月（計画・予算の審議） ・参加団体の募集 令和3年3月～ ・企画会議の開催 令和3年6月～（県・新潟市・協会） ・実行委員会の開催 令和3年9月～ ・広報・周知活動 令和3年9月～ ・フェスタの開催 未定 ・参加経費の助成 フェスタ終了後 <p>② 場所 新潟市（会場は未定）</p> <p>③ 内容 熟練技能者の製作実演や子供向けのものづくり体験教室等（舞台・ブース）</p>
<p>(2) 全技連マイスターにいがた会協力による作品展示・製作実演・ものづくり体験による啓発活動</p> <p>○「職人フェア」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者は新潟県技能振興コーナー及び新潟県職業能力開発協会、協力者が全技連マイスターにいがた会及び新潟県技能士会連合会である。 ・「全技連マイスター」は、技能やものづくりに優れた実績を有する技能者で技能伝承や後継者の育成に熱意のある方として全国技能士会連合会が全技連マイスターの称号を付与した技能者である。 ・「全技連マイスターにいがた会」は、現在37人のメンバーで組織し、過去7回「職人フェア」という形で作品展示や製作実演及びものづくり体験の場を県民に提供し、ものづくりの魅力や優れた技能の価値を発信している。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、代替イベントとして「技能士の集い技能作品展」を開催した。 ・令和2年度も、「職人フェア」（会場未定）を開催することとする。 	<p>(2) 全技連マイスターにいがた会協力の作品展示・製作実演・ものづくり体験による啓発活動</p> <p>○「職人フェア」の開催</p> <p>① 日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催協力の要請 令和3年4月（全技連マイスターにいがた会） ・開催方針の決定 令和3年5月 ・実施計画の立案 令和3年6月～8月 ・広報・周知活動 令和3年8月～9月 ・フェアの開催 令和3年10月 <p>② 場所 未定</p> <p>③ 内容 マイスターの作品・パネル展示、製作実演やものづくり体験教室等</p>

実施事業の概要等	推進計画
<p>(3) 熟練技能者の派遣による企業、高校等での実技指導</p> <p>熟練技能者（ものづくりマイスター以外）を派遣して実技指導を実施する。</p> <p>ア 熟練技能者の派遣による実技指導は、次のいずれかの場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりマイスターの認定を受けた者がいない職種 ・ものづくりマイスターの認定を受けた者の確保ができない場合 ・ものづくりマイスターの認定外の職種 <p>イ 実技指導の対象者1人当たりの実技指導回数の上限は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業高校等の学生：10回 ・工業高校等の学生以外の若年技能者：20回（人材開発支援助成金の対象になる場合は40回） <p>ウ 実施に伴う費用（指導者等の謝金・旅費及び材料費等）を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金の上限は、指導者が3時間以上で13,500円、2時間以上3時間未満で9,000円、1時間以上2時間未満で4,500円、1時間未満は助成対象外。補助者（1名に限る。）が3時間以上で8,100円、2時間以上3時間未満で5,400円、1時間以上2時間未満で2,700円、1時間未満は助成対象外。 ・材料費の上限は、実技指導対象者1人、1回当たり、2,000円（税別）。 	<p>(3) 熟練技能者の派遣による企業、高校等での実技指導</p> <p>熟練技能者（ものづくりマイスター以外）を随時派遣して実技指導を随時実施する。</p> <p>ア ものづくりマイスターの認定対象内の職種 企業の若年技能者に対する実技指導は、ものづくりマイスターによる対応を原則とするが、適任者の確保が困難な場合は、熟練技能者（ものづくりマイスター以外）による対応とする。</p> <p>イ ものづくりマイスターの認定対象外の職種 熟練技能者（ものづくりマイスター以外）による対応とする。</p> <p>ウ 情報技術関連の職種 熟練技能者（ITマスター）による対応とする。</p>
<p>(4) 技能の魅力、技能者の役割等を伝える小中学校等の授業への派遣</p> <p>熟練技能者（にいがたの名工、全技連マイスター等でものづくりマイスター以外の者）を派遣し、職業講話、ものづくり体験の実施等により優れた技能の魅力や技能士の役割等の情報を発信する。</p> <p>ア 講師等の人選、日程等の調整は、新潟県技能振興コーナーの職員が行う。</p> <p>イ 実施に伴う費用（指導者等の謝金・旅費及び材料費等）を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金の上限は、3時間以上で8,100円、2時間以上3時間未満で5,400円、1時間以上2時間未満で2,700円、1時間未満は助成対象外。 ・材料費（製作実演用材料費を除く。）の上限は、児童・生徒1人当たり500円（税別）。製作実演用材料費の上限は1回当たり5,000円。（税別） 	<p>(4) 技能の魅力、技能者の役割等を伝える小中学校等の授業への派遣</p> <p>熟練技能者（にいがたの名工、全技連マイスター等でものづくりマイスター以外の者）を随時派遣し、職業講話、ものづくり体験の実施等により優れた技能の魅力や技能士の役割等の情報を随時発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知・協力依頼 令和3年5月（新潟県職業能力開発協会会員あて） 令和3年6月（新潟県技能士会連合会会員あて） ・候補者との折衝 令和3年6月～

実施事業の概要等	推進計画
<p>(5) 技能競技大会展の実施</p> <p>国が実施する技能競技大会を紹介する展覧会をブロックで開催する。</p>	<p>(5) 技能競技大会展の実施</p> <p>ブロックごとのイベントに関しては幹事県を始め各都県コーナーと協力して取り組む。</p>
<p>(6) 技能士展の実施</p> <p>技能士制度の普及を図るため、制度を紹介する技能士展をブロックで開催する。</p>	<p>(6) 技能士展の実施</p> <p>ブロックごとのイベントに関しては幹事県を始め各都県コーナーと協力して取り組む。</p>
<p>(7) 技能五輪全国大会活用した技能の理解促進</p> <p>技能五輪全国大会を観覧し、技能の重要性等の理解促進を図る。</p>	<p>(7) 技能五輪全国大会活用した技能の理解促進</p> <p>該当しない。</p>
<p>(8) 「地域発！いいもの」応援事業</p> <p>「技能振興」「技能者育成」等に資する特色ある取り組みや制度を「地域発！いいもの」として選定し全国的に広報する。</p>	<p>(8) 「地域発！いいもの」応援事業の実施</p> <p>「地域発！いいもの」の募集に係る周知、応募書類の受付、チェックを行い、中央センターへ応募書類の提出、結果通知を応募者へ送付等の業務を行う。</p>
<p>(9) グッドスキルマーク認定の実施</p> <p>一級技能士等（特級、一級、単一等級の技能士）が製作した商品や製作に関わった場合にのみ商品に表示するロゴマーク（グッドスキルマーク）を付けることのできる商品を認定する事業</p>	<p>(9) グッドスキルマーク事業の実施</p> <p>グッドスキルマーク事業の促進のため、募集に係る周知、応募書類の受付、チェックを行い、中央センターへ応募書類の提出、結果通知を応募者へ送付等の業務を行う。</p>
<p>(10) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重気運の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、令和元年度の卓越した技能者の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツ作成</p>	<p>(10) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>現代の名工の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツ作成。被表彰者に対して取材を行い結果を中央技能振興センターに提出。</p> <p>取材予定者 令和2年度受賞者 5名</p>

実施事業の概要等	推進計画
II ものづくりマイスター等の認定、登録に関する事業	
<p>1 ものづくりマイスター等の開拓</p> <p>ものづくりマイスター及びITマスターの掘り起こしを行う。</p> <p>ア ものづくりマイスターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、平成25年度から令和元年度までに40職種で260人（実人数：240人）が「ものづくりマイスター」に認定されている。 認定にあたっては、企業、高校等から派遣依頼のある職種の認定者を増やすよう努める。 <p>イ ITマスターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度を初年度とし、4職種7人（実人数：4人）が「ITマスター」に認定されている。専門学校等を個別に訪問して依頼をし、認定者を増やすよう努める。 	<p>1 ものづくりマイスター等の開拓</p> <p>ものづくりマイスター及びITマスターの掘り起こしを計画的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知・協力依頼 令和3年 5月 ・候補者との折衝 令和3年 6月～
<p>2 ものづくりマイスター等への説明</p> <p>ものづくりマイスター等に、実技指導等に先立ち、説明を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技指導等前に指導技法等の講習を受講する必要があることを説明する。 ・謝金、材料費、旅費等の支給条件その他の遵守事項を文書で説明する。 	<p>2 ものづくりマイスター等への説明</p> <p>ものづくりマイスター等に、実技指導等に先立ち、事前講習を随時行う。</p>
<p>3 ものづくりマイスター等の申請等の取りまとめ</p> <p>ものづくりマイスター等の認定申請の取りまとめを行う。</p>	<p>3 ものづくりマイスター等の申請等の取りまとめ</p> <p>ものづくりマイスター等の認定申請の取りまとめを随時行う。</p>
<p>4 ものづくりマイスター等に対する指導技法等の講習</p> <p>新任のものづくりマイスター等に指導技法等に関する講習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに認定されたものづくりマイスターに対して、中央技能振興センター主催の講師養成研修の修了者（現在、本県では3人）を講師として、指導結果報告書の作成等の事務処理のほか、指導技法等に関する講習を行う。 	<p>4 ものづくりマイスター等に対する指導技法等の講習</p> <p>新任のものづくりマイスター等に対する指導技法等講習会を行う。</p>

実施事業の概要等	推進計画
Ⅲ ものづくりマイスターの活用に係る事業	
<p>1 若年技能者の人材育成に係る相談等</p> <p>若年技能者の人材育成に係る相談に応じ、援助等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年技能者（原則35歳未満の者）の人材育成に関し、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した取組方法、ものづくりマイスターの派遣による実技指導等の相談や支援に応ずる。 ・ものづくりマイスターの派遣による実技指導に関する日程調整等は、新潟県技能振興コーナーのチーフコーディネーターが担当する。 	<p>1 若年技能者の人材育成に係る相談等</p> <p>若年技能者の人材育成に係る相談に随時応じ、援助等を適宜行う。</p>
<p>2 ものづくりマイスター等の企業・高校等への派遣による実技指導</p> <p>ものづくりマイスター等を派遣して実技指導を実施する。</p> <p>ア 中小企業や業界団体、工業高校等からの要請に応じて、ものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>イ 実技指導の対象者は主に15歳以上35歳未満の者とし、指導レベルは技能検定2級又は3級相当とする。</p> <p>ウ 実技指導の対象者1人当たりの実技指導回数の上限は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業高校等の学生：10回 ・工業高校等の学生以外の若年技能者：20回（人材開発支援助成金の対象となる場合は40回） <p>エ 実施に伴う費用（指導者等の謝金、旅費及び材料費等）を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金の上限額は、指導者が3時間以上で18,300円、2時間以上3時間未満で12,200円、1時間以上2時間未満で6,100円、1時間未満は助成対象外。 ・補助者（原則1名のみ）が3時間以上で8,100円、2時間以上3時間未満で5,400円、1時間以上2時間未満で2,700円、1時間未満は助成対象外。 ・材料費の上限は、実技指導対象者1人、1回当たり、2,000円（税別） 	<p>2 ものづくりマイスター等の企業・高校等への派遣による実技指導</p> <p>ものづくりマイスター等を随時派遣し、実技指導を実施する。</p> <p>【企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知活動・勧誘活動 令和3年4月～ ・派遣先企業との調整 令和3年4月～ <p>【高校等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等への周知 令和3年4月～（工業高校、農業高校等） ・関係機関への協力要請 令和3年4月～（県立高校校長会） ・技能検定時の実技指導 令和3年4月～8月（前期） 令和3年11月～令和4年2月（後期）

実施事業の概要等	推進計画
<p>3 目指せマイスタープロジェクト</p> <p>若者の技能離れ、ものづくり人材の不足に対応していくためには教育関係者、学生・生徒、保護者等に「ものづくり」の魅力を発信し、理解を促進する必要があるため「目指せマイスター」プロジェクトとして、次の内容の取組等を行う。この場合において、対象者は、小中学校等の児童・生徒（工業高校等の生徒を除く。）その教師及びその保護者とする。</p> <p>(1) ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信</p> <p>① 学校の授業等への講師派遣（児童・生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業等にもものづくりマイスターを派遣し、ものづくりの魅力を発信する。 ・講義に加え、ものづくり体験教室等を実施することも可能とする。 <p>② 講義を伴う事業所等の見学（児童・生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりマイスターの講義（及び製作実演）と事業所等の見学の組合わせとし、見学対象に職業訓練施設を積極的に取り入れることとする。 <p>③ 「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣（教師・保護者対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①の授業等で講師を派遣する学校を対象に教師の理解を深めてもらうため、教師対象の「ものづくりの魅力」講座等を実施する。また同様に、児童・生徒の保護者対象の「ものづくりの魅力」の講座等を実施する。 <p>(2) 「地域若者サポートステーション」へのものづくりマイスター派遣</p> <p>① 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションの要請に応じて、ものづくりマイスターを派遣し、支援対象者に就労支援等に資する講話、実技指導等を行う。 <p>② 「ものづくりマイスター」の働く職場での職場体験実習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションの要請に応じ、職場体験実習生を対象とした「ものづくり体験」を含む職場体験実習の実施を一人親方や自ら事業を営む「ものづくりマイスター」に依頼する。この場合において、対象者は学生・生徒とし、依頼する体験実習期間は2日以上とする。 <p>(3) ITマスターを活用した「ITの魅力」発信</p> <p>小中学校等の授業等へのITマスターの派遣による児童・生徒を対象とした「ITの魅力」を発信するための講座等を実施する。（講座・実演・体験教室）</p>	<p>3 目指せマイスタープロジェクト</p> <p>若者の技能離れ、ものづくりの人材の不足に対応していくためには、教育関係者、学生・生徒、保護者等に「ものづくり」の魅力を発信し、理解を促進する必要があるため、「目指せマイスター」プロジェクトとして、次の内容の取組等を行う。</p> <p>(1) ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信</p> <p>① 学校の授業等への講師派遣（児童・生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくりマイスターを派遣し、ものづくりの魅力を発信する。 <p>② 講義を伴う事業所等の見学（児童・生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくりマイスターの講義と事業所等の見学を併せて行う。 <p>③ 「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣（教師・保護者対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業等に講師を派遣する学校を対象に、教師対象の「ものづくりの魅力」講座等を実施する。 <p>(2) 「地域若者サポートステーション」へのものづくりマイスター派遣</p> <p>① 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションの要請に応じて、ものづくりマイスターを派遣し、就労支援等に資する講話、実技指導等を行う。 <p>② 「ものづくりマイスター」の働く職場での職場体験実習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域若者サポートステーションからの要請に応じ、ものづくりマイスターによる職場体験実習生を対象とした「ものづくり体験」を含む職場体験実習を随時実施する。 <p>(3) ITマスターを活用した「ITの魅力」発信</p> <p>小中学校等の授業等へのITマスターの派遣による児童・生徒を対象とした「ITの魅力」を発信するための講座等を実施する。</p>

実施事業の概要等	推進計画
IV 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
<p>1 連携会議の設置・運営</p> <p>新潟県技能振興コーナーは、若年技能者人材育成支援等事業の円滑かつ効果的な実施のため、新潟労働局、新潟県（新潟県教育委員会を含む。）、新潟県内の労使団体、経済団体等を構成員とする連携会議を設置する。</p> <p>①構成員 ・新潟労働局、新潟県、新潟県内の労使団体、経済団体等</p> <p>②審議事項（役割） ・当年度の事業に関する推進計画及び実施計画の策定 ・当年度の事業に関する進捗管理 ・翌年度の事業に関する推進計画の作成 ・地域の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取組、事業実施のための連携・協力のあり方</p> <p>③開催回数 ・年2回</p>	<p>1 連携会議の設置・運営</p> <p>令和3年度の若年技能者人材育成支援等事業の円滑かつ効果的な実施のため、新潟労働局、新潟県（新潟県教育委員会を含む。）、新潟県内の労使団体、経済団体等を構成員とする連携会議を設置する。</p> <p>①構成員 ・新潟労働局、新潟県、新潟県内の労使団体、経済団体等</p> <p>②審議事項（役割） ・当年度の事業に関する推進計画及び実施計画の策定 ・当年度の事業に関する進捗管理及び改善事項</p> <p>③開催回数 ・年2回</p>
<p>2 推進体制の確立</p> <p>・新潟県職業能力開発協会の組織内に新潟県技能振興コーナーを設置する。 ・新潟県技能振興コーナーに所要の職員（専任職員・兼任職員）を配置する。</p>	<p>2 推進体制の確立</p> <p>令和3年度の若年技能者人材育成支援等事業の実施のため、新潟県職業能力開発協会の組織内に新潟県技能振興コーナーを設置し、所要の職員（専任職員・兼任職員）を配置する。</p>